

預金規定等改定のお知らせ

お客様各位

平素は西京信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2019年12月2日より、各種預金規定等を改定させていただきます。

なお、改定後の新規定は、規定改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用させていただきます。

金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金
供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定

1. 改定する預金規定

普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定

2. 改定する内容

○取引の制限等（下線部を追加いたします）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を書面によって当金庫に届出てください。届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) (1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) (1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ

が合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○解約等（下線部を追加・変更いたします）

(1) 省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①～② 省略

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

以下省略

2020年4月1日より施行の民法改正を見据えた取引規定・約款の改定

1. 改定する取引規定・約款

総合口座取引規定、普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定、当座勘定規定、通知預金規定、さいきょうキャッシュカード規定、さいきょう法人キャッシュカード規定、デビットカード規定、さいきょうカードローン・カード規定、さいきょう事業者カードローン・カード規定、振込規定、夜間金庫使用証、さいきょうファーム・ホームバンキングサービス取扱規定、預金口座振替（さいきょうテレホンサービス）約定、しんきんファクシミリ振込サービス利用規定、西京信用金庫投信取引約款、特定口座約款、定期預金共通規定、定期積金（スーパー積金）規定、財産形成預金共通規定

2. 改定する内容

○規定の変更（下線部を追加いたします）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

○成年後見人等の届出（下線部を追加いたします）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

以下省略

○預金（積金）の解約（下線部を追加いたします）

※定期預金共通規定、定期積金規定、財産形成預金共通規定が該当します。

- (1) この預金（積金）は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期前の解約はできません。

以下省略

以上